

**別紙－４** 歴史調査

## 古文書の解読等の概要について

平成 20 年度及び平成 21 年度に収集した第十堰周辺地域等の旧家等の古文書について、解読文<sup>※1)</sup>の作成、その現代語訳<sup>※2)</sup>を行いました。なお、これまでの古文書収集により 145 点の第十堰関係の古文書を確認し、平成 20 年度までに 101 点の現代語訳を作成しています。

平成 21 年度に実施した古文書解読等の概要を下記に示します。

### ① 古文書の出典

表-1 平成 21 年度の古文書解読作業状況

家名・現所蔵者	第十堰関係 現代訳作成
三木家（社団法人三木文庫）	37 点
松田家（三木ガーデン資料館）	2 点
磯部家（三木ガーデン資料館）	1 点
賀川家（三木ガーデン資料館）	4 点
合計	44 点

### ② 年代

44 点の古文書が書かれた年代は、江戸時代 5 点、明治時代 39 点と推定されます。

### ③ 現代語訳の概要

第十堰に関する古文書の主な内容は、明治時代における普請関係、費用負担関係、井組（当時の水利組合）関係のものが多く見られました。

表-2 古文書の記載内容と作成時期の分類

記載内容	作成時期	三木家	松田家	磯部家	賀川家	合計
第十堰の普請（改築・補修）関係	江戸	1 点	0 点	0 点	1 点	2 点
	明治	10 点	0 点	0 点	0 点	10 点
船通しの関係	江戸	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点
	明治	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点
第十堰に関する土地・費用負担関係	江戸	2 点	0 点	0 点	1 点	3 点
	明治	15 点	0 点	0 点	2 点	17 点
維持管理（井組）の関係	江戸	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点
	明治	9 点	2 点	1 点	0 点	12 点

④ 古文書等調査によって明らかになったこと

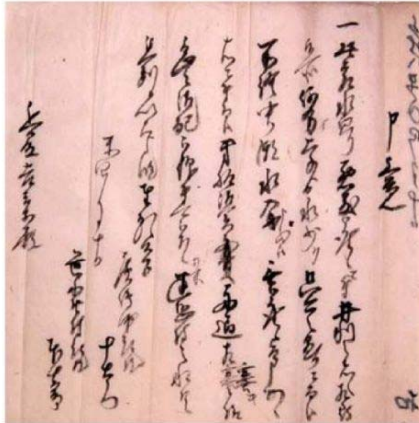
これまでに行った古文書等調査によって、以下に記す主な事柄が明らかになりました。

表-2 歴史調査まとめ

<p>I. 第十堰の建設以前 (1600～1750年頃)</p>	<p><b>●吉野川流路の変化</b>          これまで寛文あるいは元禄頃に行われた新川掘抜工事が第十堰建設の原因とされてきましたが、第十堰が建設される以前(江戸時代初期)の絵図によると、すでに吉野川は北川(現旧吉野川)と南川(現吉野川)が存在しています。これらの絵図によると吉野川は北川筋が大きく描かれ、しかも流路の位置は第十堰ができた頃よりも北側を流れ、当時はこの北川筋が本流でした。しかし、次第に吉野川の流路が南下するとともに南川の流れが大きくなるにつれ、北川筋の流れは大きく減少し下板地方は用水不足と塩害により作物の収穫に困るようになりました。(国立国文学資料館、徳島大学附属図書館)</p>
<p>II. 第十堰(下堰)建設期 (1750年前後)</p>	<p><b>●第十堰建設</b>          今回、第十堰建設前後の古文書が数点発見され、これらの古文書により、宝暦2年(1752)にできたことの裏付けに繋がる重要な記述が確認できました。(蜂須賀家文書、中財家文書)</p>
<p>III. 第十堰修繕期 (1754～1868年頃)</p>	<p><b>●第十堰の維持管理は当初、藩が関わった</b>          江戸時代に阿波藩主であった蜂須賀家の文書のなかから第十堰に関する記述が発見され、藩が第十堰の維持管理に関わっていた記録が確認できました。これまで藩は第十堰の維持管理には関わっていなかったと言われることもありましたが。(蜂須賀家文書)</p> <p><b>●新たな修繕記録</b>          第十堰の修繕工事として幕末の安政～慶応頃(1860年前後)の工事は文献にも取り上げられ、知られていましたが、今回、天明～寛政頃(1790年前後)に船通し関係の修繕工事を行った記録が新たに確認できました。なお、この工事に藩が関わっていたことが確認できました。(蜂須賀家文書、笹木野春日神社文書)</p>
<p>IV. 第十堰(上堰)建設期 (1868～1891年頃)</p>	<p><b>●上堰建設</b>          明治7年の洪水以降、第十堰分水口に砂が溜まるようになり、北川筋(現旧吉野川)に水が流れにくくなり、用水を利用・管理する井組は費用の捻出・県への歎願などに奔走し、明治11年末にやっと工事に取りかかる事ができました。この工事は分水口に溜まった土砂の浚渫と上堰(当時は仮に造られた)の建設であり、明治17年頃までかかった大工事でありました。(三木文庫、徳島日々新聞)</p> <p><b>●維持管理の苦労を訴える古文書群</b>          明治7年頃～24年頃(1874～1891)の古文書が全体の2/3程度を占めます。その内容は、用水不足解消のための修繕工事の嘆願、井組内での費用関係の協議、井組からの離脱問題などが中心です。さらに、井組は明治11年に「井組58ヶ村浦新田民会(58ヶ村)」、明治13年に「第十井組連合村会(64ヶ村)」、明治16年には「第十水利土功会(63ヶ村、明治17年には43ヶ村)」と名称変更や加入村数変化など、この時期、第十堰の維持管理に苦労が確認できます。(三木文庫、三木十五郎家文書、笹木野春日神社文書)</p> <p><b>●井組(水利組合)が維持管理を終える古文書</b>          明治7年頃から続く井組の苦労からついに明治24年、井組内の協議により「第十堰は将来は自然に任せ補修は行わない」という決議をくだし、井組が第十堰の維持管理を放棄する内容を確認しました。これが第十堰の維持管理を行った井組の終末となりました。(三木文庫、三木十五郎家文書、笹木野春日神社文書)</p>

- ※1) 解読文とは、江戸時代、明治時代に書かれた草書体の文書を楷書体の文書に解読したものです。
- ※2) 現代語訳とは、解読文書を全体の意味に重点をおいて現代の文書に訳したものです。

〈解読例〉



原文



解読文



現代語訳

申し上げる覚

このごろ用水の水回りが大変悪いので、用水管理者(井利の者)に聞いたところ、上流の水が少なく現状ではとも中ノ瀬へ水が増えることはないだろうと聞いております。このことについては、第十堰の船通しをふさいでいただくことを、急いでご許可・ご手配いただけますようよろしくお願いいたします。用水下流で迷惑している村の私ども連判により右の件をお願いします。

未4月10日  
 広島浦庄屋 十右衛門  
 笹木野村庄屋 本十郎

近藤吉兵衛殿

申上覚

一、此節水廻り悪敷御座候二付、井利之者へ相尋候所、何分上手より水少ク、只今之懸リ二而ハ所詮中ノ瀬水入■申義ハ無御座候旨申出候、右二付而ハ第拾御閘■舟通相塞キ候様、急々御配被仰付可被下候、井末迷惑村之私共連判ヲ以右之段奉願候、以上

未四月十日  
 広島浦庄屋 十右衛門  
 笹木野村庄屋 本十郎

近藤吉兵衛殿